

○国土交通省告示第七百八十六号

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第五百十一号）第九十条第二項の規定に基づき、施設及び車両の定期検査に関する告示を次のように定める。

平成十三年十二月二十五日

国土交通大臣 林 寛子

施設及び車両の定期検査に関する告示

（趣旨）

第一条 鉄道に関する技術上の基準を定める省令第九十条第二項に規定する施設及び車両の定期検査については、この告示の定めるところによる。

（線路の定期検査）

第二条 線路については、次の表に掲げる鉄道の種類ごとに、同表に掲げる施設の種類に応じ、検査基準日（検査を行うべき時期を決定する基準となる日として、施設の性質その他の事情を勘案して個々の施設又はその部分ごとに定める日をいう。次項及び第三項第一号において同じ。）から起算して、それぞれ同表に掲げる基準期間を経過した日の属する月（基準期間が一年未満の施設にあっては、基準期間を経過した日。）（以下この項において「基準期間経過月日」という。）又は基準期間経過月日のそれぞれ前後同表に掲げる許容期間内に定期検査を行わなければならない。

2

前項の検査基準日は、正当な理由がある場合には、変更することができる。

新幹線鉄道			新幹線鉄道以外の の鉄道		鉄道の種類
橋りょう、トンネルその他の構造物	軌道	軌道（普通鉄道の本線の軌間、水準、高低、通り及び平面性に限る。）	橋りょう、トンネルその他の構造物	軌道	施設の種類
二年	一年	二月	二年	一年	基準期間
一月	一月	十四日	一月	一月	許容期間

3 次の各号に規定する場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 施設の状態その他の事情を勘案して、第一項に規定する検査の周期を短縮する必要があると認められるときは、個々の施設又はその部分ごとに、同項の表に掲げる基準期間の範囲内で、適切な期間（施設の性質その他の事情により検査を行う時期が限られる施設にあつては、検査に適した時期を勘案したもの。次号において同じ。）を定め、定期検査を行わなければならない。この場合の検査の周期には、検査基準日から起算して、当該期間を経過した日の属する月（当該期間が一年未満の施設にあつては、当該期間を経過した日。）の前後それぞれ次の表に掲げる期間の範囲内で、第一項の表に掲げる許容期間に準じた期間を含めることができる。

<p>第一項の表に掲げる基準期間の範囲内で定める適切な期間</p>	<p>一年以上</p>	<p>六月以上一年未満</p>
<p>第一項の表に掲げる許容期間に準じた期間</p>	<p>一月</p>	<p>三十日</p>

六月未満

十四日

二 第一項の定期検査に加えて、詳細な検査、分析及び評価（以下「検査等」という。）を行った場合であつて、当該検査等を行った施設（軌道、トンネル、土構造物及び抗土圧構造物を除く。）が十分な耐久性を有すると認められるときは、個々の施設ごとに、耐久性を損なうおそれがないと認められる期間の範囲内で、同項の表に掲げる基準期間を超えて適切な期間を定め、定期検査を行うことができる。この場合の検査の周期には、同表に掲げる許容期間と同一の期間を含めることができる。

4 トンネルについては、第一項及び前項第一号の定期検査のほか、新幹線鉄道にあつては、十年を超えない期間ごとに、新幹線鉄道以外の鉄道にあつては、二十年を超えない期間ごとに詳細な検査を行わなければならない。

（電力設備の定期検査）

第三条 電力設備については、次の表に掲げる設置場所ごとに、同表に掲げる設備の種類に応じ、検査基準日（検査を行うべき時期を決定する基準となる日として、設備の性質その他の事情を勘案して個々の設備又はその部分ごとに定める日をいう。次項及び第三項並びに次条第一項から第三項までにおいて同じ。）から起算して、それぞれ同表に掲げる基準期間を経過した日の属する月（基準

期間が一年未満の設備にあつては、基準期間を経過した日。）（以下この項において「基準期間経過月日」という。）又は基準期間経過月日のそれぞれ前後同表に掲げる許容期間内に定期検査を行わなければならない。

設置場所	設備の種類			基準期間	許容期間
新幹線鉄道以外の鉄道及び新幹線鉄道（車庫に限る。）	電車線、列車の運転の用に供する変成機器、異常時に変電所の機器、電線路等を保護することができる装置その他の重要な電力設備	前欄に掲げる電力設備以外の電力設備	異常時に変電所の機器、電線路等を保護することができる装置（き電側遮断器に限る。）	一年	一月
新幹線鉄道（車庫を除く。）				二年	一月
				三月	十四日

前二欄に掲げる電力設備以外の電力設備	電車線（接続点、区分装置、わたり線装置及び電分岐装置に限る。）	六月	三十日

2 前項の検査基準日は、正当な理由がある場合には、変更することができる。

3 次の各号に規定する場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

- 一 設備の状態その他の事情を勘案して、第一項に規定する検査の周期を短縮する必要があると認められるときは、個々の設備又はその部分ごとに、同項の表に掲げる基準期間の範囲内で、適切な期間（設備の性質その他の事情により検査を行う時期が限られる設備にあつては、検査に適した時期を勘案したもの。以下同じ。）を定め、定期検査を行わなければならない。この場合の検査の周期には、検査基準日から起算して、当該期間を経過した日の属する月（当該期間が一年未満の設備にあつては、当該期間を経過した日。）の前後それぞれ次の表に掲げる期間の範囲内で、第一項の表に掲げる許容期間に準じた期間を含めることができる。

第一項の表に掲げる基準期間の

第一項の表に掲げる許容期間に

範囲内で定める適切な期間	準じた期間
一年以上	一月
六月以上一年未満	三十日
六月未満	十四日

二 次のイからハまでに掲げるものにあつては、個々の設備又はその部分ごとに、第一項の表に掲げる基準期間を超えて適切な期間を定め、定期検査を行うことができる。この場合の検査の周期には、検査基準日から起算して、当該期間を経過した日の属する月（当該期間が一年未満の設備にあつては、当該期間を経過した日。）の前後それぞれ次の表に掲げる期間の範囲内で、第一項の表に掲げる許容期間に準じた期間を含めることができる。

イ 電力設備に故障が発生し、又は故障の疑いがある場合に、当該電力設備の予備装置が自動的に動作する等の機能を備えたもの

ロ 電子化され、又は密閉化された機器及び定期的に交換することによって機能を維持する機器

であつて、機器の機能が第一項の表に掲げる基準期間以上に確保されるもの
 ハ 電車線等を支持する工作物

<p>第一項の表に掲げる基準期間を 超えて定める適切な期間</p>	<p>第一項の表に掲げる許容期間に 準じた期間</p>
<p>一年以上</p>	<p>一月</p>
<p>六月以上一年未満</p>	<p>三十日</p>
<p>六月未満</p>	<p>十四日</p>

(運転保安設備の定期検査)

第四条 運転保安設備については、次の表に掲げる設置場所ごとに、同表に掲げる設備の種類に応じ、検査基準日から起算して、それぞれ同表に掲げる基準期間を経過した日の属する月(基準期間が一年未満の設備にあつては、基準期間を経過した日。) (以下この項において「基準期間経過月日

「という。」又は基準期間経過月日のそれぞれ前後同表に掲げる許容期間内に定期検査を行わなければならない。

設置場所		設備の種類		基準期間	許容期間
新幹線鉄道（車庫等を除く。）	新幹線鉄道以外の鉄道及び新幹線鉄道（車庫等に限る。）	閉そくを確保する装置、列車間の間隔を確保する装置、鉄道信号の現示装置、信号相互間等を連鎖させる装置、列車を自動的に減速又は停止をさせる装置その他の重要な運転保安設備	前欄に掲げる運転保安設備以外の運転保安設備	一年	一月
		列車間の間隔を確保する装置及び転てつ装置の主要部分	鉄道信号の現示装置、信号相互間等を連鎖させる装置及び保安通信設備（列車運転用に限る。）の主要部分	三月	十四日
				六月	三十日

	前二欄に掲げる運転保安設備の主要部分以外の運転保安設備	一年	一月
--	-----------------------------	----	----

2 前項の検査基準日は、正当な理由がある場合には、変更することができる。

3 次の各号に規定する場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 設備の状態その他の事情を勘案して、第一項に規定する検査の周期を短縮する必要があると認められるときは、個々の設備又はその部分ごとに、同項の表に掲げる基準期間の範囲内で、適切な期間を定め、定期検査を行わなければならない。この場合の検査の周期には、検査基準日から起算して、当該期間を経過した日の属する月（当該期間が一年未満の設備にあつては、当該期間を経過した日。）の前後それぞれ次の表に掲げる期間の範囲内で、第一項の表に掲げる許容期間に準じた期間を含めることができる。

第一項の表に掲げる基準期間の範囲内で定める適切な期間	第一項の表に掲げる許容期間に準じた期間
----------------------------	---------------------

一年以上	一月
六月以上一年未満	三十日
六月未満	十四日

二 次のイ及びロに掲げるものにあつては、個々の設備又はその部分ごとに、第一項の表に掲げる基準期間を超えて適切な期間を定め、定期検査を行うことができる。この場合の検査の周期には、検査基準日から起算して、当該期間を経過した日の属する月（当該期間が一年未満の設備にあつては、当該期間を経過した日。）の前後それぞれ次の表に掲げる期間の範囲内で、第一項の表に掲げる許容期間に準じた期間を含めることができる。

イ 運転保安設備に故障が発生し、又は故障の疑いがある場合に、当該運転保安設備の予備装置が自動的に動作する等の機能を備えたもの

ロ 電子化され、又は密閉化された機器及び定期的に交換することによって機能を維持する機器であつて、機器の機能が第一項の表に掲げる基準期間以上に確保されるもの

<p>第一項の表に掲げる基準期間を 超えて定める適切な期間</p>	<p>第一項の表に掲げる許容期間に 準じた期間</p>
<p>一年以上</p>	<p>一月</p>
<p>六月以上一年未満</p>	<p>三十日</p>
<p>六月未満</p>	<p>十四日</p>

(車両の定期検査)

第五条 車両については、別表の上欄に掲げる車両の種類ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる期間を超えない期間ごとに定期検査を行わなければならない。ただし、耐摩耗性、耐久性等を有し、機能が別表の下欄に掲げる期間以上に確保される車両の部位にあつては、この限りでない。

(検査の特例)

第六条 使用を休止した車両(無軌条電車の電車以外の車両にあつては、使用を休止した期間中に発生するおそれのある腐食、変形、電氣的絶縁の劣化等車両の強度及び機能の低下を防止するために

必要な措置を講じたものに限る。) についての第五条の規定による検査に係る期間の計算については、その使用を休止した期間は、算入しない。ただし、算入しない期間は、次の各号に掲げる検査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を限度とする。

- 一 状態・機能検査 二月（蒸気機関車にあつては、四十日）
- 二 重要部検査 二年（蒸気機関車にあつては、一年）
- 三 全般検査 四年

2 第二条から前条までの規定により検査を行わなければならないこととされたときにおいて、現に使用を休止している車両及び特別の事由により検査を行うことができない施設又は車両については、これらの事由が終了するときまでは、検査を延期することができる。

附 則

この告示は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附 則

(経過措置)

この告示による改正後の施設及び車両の定期検査に関する告示第二条第一項及び第三項（第二号を除く。）、第三条第一項及び第三項（第二号を除く。）、並びに第四条第一項及び第三項（第二号を除く。）の定期検査は、この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の

例によることができる。

附 則 「国土交通省告示第千二百四十五号」

この告示は、平成二十三年十二月一日から施行する。

附 則

この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。

別表（第五条関係）

車両の種類		状態・機能検査	重要部検査	全般検査	期間
機関車、 旅客車及 貨物車	無軌条電車 の電車				
蒸気機関車		一月			四十日
		一年			一年
		三年			四年

二条第二項 十五号)第 法律第百八 和二十六年 車両法(昭 (道路運送 及び自動車 されるもの により駆動 電車(索条 条式鉄道の 及び案内軌 懸垂式鉄道	貨車
	三月
) 用を開始してから四年	二年六月
) 用を開始してから七年	五年

<p>の自動車を いう。）の 構造に相当 する構造を 有するもの に限る。）</p>	<p>懸垂式鉄道 及び案内軌 条式鉄道の 電車（前欄 に掲げる構 造を有する ものを除 く。）並び に跨座式鉄</p>
	<p>三月</p>
	<p>四年</p>
	<p>八年</p>

<p>車両 幹線以外の その他の新</p>	<p>車 及び内燃動 内燃機関車 三月</p>	<p>道の電車</p>
<p>三月</p>	<p>三月</p>	
<p>のいずれか短い期間 トルを超えない期間 行距離が六十万キロメ 四年又は当該車両の走</p>	<p>いづれか短い期間 ル)を超えない期間の 、二十五万キロメート 有するものについては が乾式である変速機を 内燃機関又はクラッチ トル(予燃焼室式の 行距離が五十万キロメ 四年又は当該車両の走</p>	<p>八年</p>
<p>八年</p>	<p>八年</p>	

新幹線（超	新幹線（超 電導磁気浮 上式鉄道を 除く。）の 電車
三十日	三十日又は当該車両の 走行距離が三万キロメ ートルを超えない期間
一年	一年六月（新製した車 両に対する使用開始後 最初の検査については 、使用を開始してから 二年六月）又は当該車 両の走行距離が六十万 キロメートル（主回路 の制御方式がタップ切 換方式である車両にあ っては、四十五万キロ メートル）を超えない 期間のいずれか短い期 間
二年	三年（新製した車両に 対する使用開始後最初 の検査については、使 用を開始してから四年 ）又は当該車両の走行 距離が百二十万キロメ ートル（主回路の制御 方式がタップ切換方式 である車両にあつては 、九十万キロメートル ）を超えない期間のい ずれか短い期間

特殊車			
貨車	幹線の車両 その他の新	新幹線の貨車	電導磁気浮上式鉄道に限る。の電車
三月	九十日	九十日	
三年（新製した車両に対する使用開始後最初の検査については、使	三年又は当該車両の走行距離が二十五キロメートルを超えない期間のいずれか短い期間	二年六月	
六年（新製した車両に対する使用開始後最初の検査については、使	六年	五年	

車両 幹線以外の その他の新		内燃機関車 及び内燃動 車
三月		三月
三年六月（新製した車 両に対する使用開始後 最初の検査については	間 期間のいずれか短い期 ロメートルを超えない 走行距離が二十五万キ 四年）又は当該車両の	用を開始してから三年 六月）
七年（新製した車両に 対する使用開始後最初 の検査については、使	六月） 用を開始してから七年	用を開始してから六年 六月）

その他の新	新幹線の貨車	新幹線の電車	
九十日	九十日	三十日又は当該車両の走行距離が三万キロメートルを超えない期間のいずれか短い期間	
三年六月	三年	一年六月（新製した車両に対する使用開始後最初の検査については、使用を開始してから二年六月）	、使用を開始してから四年）又は当該車両の走行距離が四十万キロメートルを超えない期間のいずれか短い期間
七年	六年	三年（新製した車両に対する使用開始後最初の検査については、使用を開始してから四年）	用を開始してから七年六月）

	幹線の車両			
--	-------	--	--	--

備考

- 一 この表において「状態・機能検査」とは、車両の状態及び機能についての定期検査をいう。
- 二 この表において「重要部検査」とは、車両の動力発生装置、走行装置、ブレーキ装置その他の重要な装置の主要部分についての定期検査をいう。
- 三 この表において「全般検査」とは、車両全般についての定期検査をいう。